

総行安第 17 号
平成31年 3月28日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課扱い）
（区政課扱い）
各指定都市総務局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

「非常勤の地方公務員の公務災害補償等に関する実施状況調査」
の結果等について（通知）

本調査は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法第 121 号。以下「法」という。）第 69 条の規定に基づき、各地方公共団体が条例を定めて補償を行うこととされている者に関する公務災害補償等の実施状況を把握するために実施したところですが、この度、調査結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

この際、公務災害補償制度の適切な運用に向け、下記の事項にも留意し対応いただきますようお願いいたします。

公務災害担当課におかれましては、関係部局等に、市区町村担当課におかれましては、都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知いただきますよう、よろしく申し上げます。また、本通知は、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 適正な制度及び運用の確保について

非常勤の地方公務員等に係る公務災害補償の制度については、法第 69 条第 1 項において地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が補償を行う職員以外の地方公務員のうち他の関係法令による補償の制度が定められていないもの（別添参考参照）に対して各地方公共団体等が条例で補償の制度を定めることを義務付けている。また、法第 69 条第 3 項においてこの条例で定める制度は、基金で行う補償や労働者災害補償保険法（昭和 22 年得法第 50 号。以下「労災法」という。）で定める補償の制度と均衡を失してはならないこととされている。

これらの趣旨を踏まえ、総務省においては地方公共団体に対して条例（案）及び規則（案）並びに総務大臣告示額等を示しているが、地方公共団体が定める条例等に差異が生じている場合には、被災職員等に対する迅速かつ公平な実施を確保する観点から、これらが適正に定められているかを改めて検証し、以下の①～③の例も含めて必要な対応を行うこと。

- ① 一部事務組合等において議員や委員等の職を構成自治体の議員や委員等と兼任している場合であっても、当該一部事務組合等の公務や通勤中に被災した場合には、当該一部事務組合等が補償を行う責任を負うこと。従って、すべての地方公共団体においては、個別に公務災害補償に係る条例等を定め補償を行う又は共同で補償を行うなどにより必ず補償制度を設ける必要があること。
- ② 民生委員など無報酬の地方公務員に対しても、補償を行う必要があることから、当該地方公共団体における他の委員や職員などに係る補償基礎額の状況なども踏まえ、あらかじめ補償基礎額を定めておく必要があること。
- ③ 各地方公共団体においては、最低保障額についての総務大臣告示額を下回る補償基礎額や最低限度額を定めることのないよう、また、補償（福祉事業を含む。）の種類や内容が、条例（案）等で示すものと均衡を失することのないよう、常に留意する必要があること。なお、最低保障額についての総務大臣告示額を超えて定める場合には、各団体において説明責任を果たすこと。

2 認定事務における公正性等の確保について

公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、第三者機関として設けるものであること。また、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）は、認定委員会の意見も踏まえて実施機関が行った認定に対して行われた申立てに関し審査を行う第三者機関として設けるものであること。

このため、例えば、認定委員会を設置せず実施機関の判断のみで認定を行ったり、実施機関の職員を認定委員会及び審査委員会の委員として委嘱したり、同一の者が認定委員会及び審査会の委員となることがないように、認定委員会及び審査会の設置並びにその委員の選任に当たっては、より公正な補償事務を確保する観点に配慮すること。

その際、公務災害の発生件数の状況や非常勤職員等においてもいわゆる過労死等の事案も発生している状況も踏まえ、補償を共同実施している事例や認定委員会及び審査会を共同設置している事例なども参考に対応すること。

3 地方公務員に係る公務災害補償制度の周知

地方公務員の公務災害補償については、別添参考のとおり、基金の補償対象となる職員か否か、労災法の対象となる事業場か否か等により、適用される制度が異なり、また、制度により請求や職権探知などその手続きも異なることから、地方公務員の任用等に当たっては、適用される制度及びその手続き等について周知するなど、迅速で適切な公務災害補償の実施に資するよう努めること。

また、制度改正等があったときには、災害の報告を行う職員やその他職員に対して周知を徹底すること。さらに、災害発生時に被災職員やその遺族が制度を容易に利用できるよう、ホームページへの掲載などそれぞれの実情に合わせて工夫すること。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担 当：石井係長、矢端事務官
電 話：03-5253-5560（直通）

災害補償制度の適用関係(H32. 4. 1以降)

区分	身分	地方公務員				非公職員	
	所属	地方公共団体		特定地方独法		一般地方独法	
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員等 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法					
臨時的任用職員	地公法22条の3	地方公務員 災害補償法	/	地方公務員 災害補償法	/	/	/
	育児休業に伴う臨時的任用	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の代替 ⇒ 地方公務員 災害補償法 ・非常勤職員の代替 ⇒ 条例 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の代替 ⇒ 地方公務員 災害補償法 ・非常勤職員の代替 ⇒ 労災保険法 	/	/	/
短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	地方公務員 災害補償法	/	地方公務員 災害補償法	/	/	/
	任期付短時間勤務職員		/		/	/	/
	育児短時間勤務職員		/		/	/	/
非常勤職員	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働基準法別表第1 に掲げる事業以外の 事業に雇用される者 	地方公務員災害補償法に基づく条例	労働者災害補償保険法				
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員 ・行政委員会の委員 ・地方公共団体の 附属機関の委員 ・統計調査委員等 他の法令の適用 を受けない者 	/	使用者たる役員については 地方独立行政法人 が定める				
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働基準法別表第1 に掲げる事業に雇用 される者 	労働者災害補償保険法					
	<ul style="list-style-type: none"> ・水道、交通、清掃、 病院、学校、船員等 	/	使用者たる役員については 地方独立行政法人 が定める				
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防団員、水防団員 	消防組織法、水防法 及び消防団員等公務 災害補償等責任共済 等に関する法律					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校医、学校歯科医、 学校薬剤師 	公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校 薬剤師の公務災害補 償に関する法律	労働者 災害補償 保険法					

平成 29 年度 非常勤の地方公務員の公務災害補償等 に関する実施状況調査結果

調査の概要

【調査内容】

地方公務員災害補償法 第 69 条に基づき、各地方公共団体が条例を定めて補償を行うこととされている者*に関する公務災害補償等の実施状況

* 議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員及び特別職非常勤職員等。

なお、地方公務員災害補償基金が実施する補償の対象となる者及び「労働者災害補償保険法」、「消防組織法及び水防法に基づく条例」、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に基づき補償される者に基づき補償される者を除く。

【調査対象年度】

平成 29 年度（調査基準日：平成 30 年 3 月 31 日時点）

【調査対象団体】（）内は団体数

都道府県(47)、政令指定都市(20)、市町村(1,698)、特別区(23)、
一部事務組合(1,466)、広域連合(116)

* 条例に基づく公務災害補償に関する事務を委託又は共同処理により実施する場合、その実績については、受託等実施団体の報告による。

調査結果

別紙のとおり

1. 災害の発生件数及び処理状況

【公務災害及び通勤災害の合計】

(単位:件)

区分	対象事案の発生件数			平成29年度中の処理状況 ^{*2}				
	前年度からの繰越し分	平成29年度発生件数 ^{*1}	計	公務上認定	公務外	取下げ等	未処理	計
議員	0	12	12	10	1	1	0	12
委員	10	28	38	31	2	1	4	38
臨時・非常勤職員等 ^{*3}	266	2,218	2,484	2,272	16	12	184	2,484
合計	276	2,258	2,534	2,313	19	14	188	2,534

*1…「平成29年度発生件数」は、負傷もしくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日が平成29年度中である災害の件数(以下、同じ。)

*2…「平成29年度中の処理状況」は、平成29年度以前に発生した災害について、平成29年度中に処理した件数も含む(以下、同じ。)

*3…「臨時・非常勤職員等」は、議員、委員に含まれない職員(以下、同じ。)

【公務災害及び通勤災害別の状況】

(1) 公務災害

(単位:件)

区分	対象事案の発生件数			平成29年度中の処理状況				
	前年度からの繰越し分	平成29年度発生件数	計	公務上認定	公務外	取下げ等	未処理	計
議員	0	10	10	8	1	1	0	10
委員	9	26	35	30	1	1	3	35
臨時・非常勤職員等	199	1,718	1,917	1,769	11	8	129	1,917
合計	208	1,754	1,962	1,807	13	10	132	1,962

(2) 通勤途上の災害

(単位:件)

区分	対象事案の発生件数			平成29年度中の処理状況				
	前年度からの繰越し分	平成29年度発生件数	計	公務上認定	公務外	取下げ等	未処理	計
議員	0	2	2	2	0	0	0	2
委員	1	2	3	1	1	0	1	3
臨時・非常勤職員等	67	500	567	503	5	4	55	567
合計	68	504	572	506	6	4	56	572

2. 認定事案に係る原因(事由)別件数

【公務災害及び通勤災害の認定事案に係る原因別件数の合計】

(単位:件)

原因	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
負傷	10	0	31	0	2,248	9	2,289	9
疾病(負傷による疾病を含む)	0	0	0	0	24	0	24	0
合計	10	0	31	0	2,272	9	2,313	9
うち第三者加害事案	0	0	1	0	134	2	135	2

【公務災害及び通勤災害別の状況】

(1) 公務災害

(単位:件)

認定事由(問2-1(B)の内訳)	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計		
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
負傷の場合	自己の職務遂行中	6	0	21	0	1,546	8	1,573	8
	訓練中	0	0	1	0	7	0	8	0
	担当外の職務遂行中	0	0	1	0	9	0	10	0
	出張中又は赴任途上	2	0	6	0	72	0	80	0
	出退勤途上(公務上のもの)	0	0	1	0	86	0	87	0
	レクリエーション参加中					1	0	1	0
	設備の不完全又は管理上の不注意	0	0	0	0	6	0	6	0
	職務遂行に伴う怨恨	0	0	0	0	2	0	2	0
	その他	0	0	0	0	20	1	20	1
	計	8	0	30	0	1,749	9	1,787	9
疾病の場合	公務上の負傷による疾病	0	0	0	0	13	0	13	0
	職業病	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他公務起因性の明らかな疾病	0	0	0	0	7	0	7	0
	計	0	0	0	0	20	0	20	0
合計	8	0	30	0	1,769	9	1,807	9	
うち第三者加害事案	0	0	1	0	71	2	72	2	

(2) 通勤災害

(単位:件)

原因(問3-1(C)の内訳)	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
負傷	2	0	1	0	499	0	502	0
疾病(負傷による疾病を含む)	0	0	0	0	4	0	4	0
合計	2	0	1	0	503	0	506	0
うち第三者加害事案	0	0	0	0	63	0	63	0

3. 脳・心臓疾患及び精神疾患に係る発生及び認定等件数

【脳・心臓疾患及び精神疾患の発生及び認定件数】

(単位:件)

区分	脳・心臓疾患				精神疾患			
	平成29年度		平成29年度		平成29年度		平成29年度	
	発生件数*1	うち死亡	認定件数*2	うち死亡	発生件数*1	うち死亡	認定件数*2	うち死亡
議員	0	0	0	0	0	0	0	0
委員	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員等	0	0	1	0	1	0	1	0
合計	0	0	1	0	1	0	1	0

- * 1…「平成29年度発生件数」は、診断によって疾病の発生が確定した日が平成29年度中である災害の件数。
 * 2…「平成29年度認定件数」は、平成29年度以前に発生した災害について、平成29年度中に認定した件数も含む(以下、同じ)。

(1) 脳・心臓疾患の超過勤務時間数別認定件数

(単位:件)

時間数	臨時・非常勤職員等
20時間未満	0
20時間以上～40時間未満	0
40時間以上～60時間未満	0
60時間以上～80時間未満	0
80時間以上～100時間未満	0
100時間以上～120時間未満	0
120時間以上～140時間未満	0
140時間以上	0
その他*	1
合計	1

- *「その他」は、異常な出来事等に遭遇したこと等により、公務上の災害と判断された事案等の件数。

(注) 1月平均の超過勤務時間による。

(2) 精神疾患の業務負荷の類型別認定件数

(単位:件)

業務負荷の類型	臨時・非常勤職員等	
異常な出来事への遭遇	1	
仕事の量・質	仕事の内容	0
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	0
	勤務形態	0
役割・地位等の変化	異動	0
	昇任	0
業務の執行体制	0	
仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	0
	不祥事の発生と対処	0
対人関係等の職場環境	0	
住民等との公務上での関係	0	
合計	1	

4. 補償件数及び補償額

【公務災害及び通勤災害の合計】

(単位: 件、千円)

補償の種類	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計		
	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2	
療養補償	18	7,274	32	6,618	2,349	550,517	2,399	564,409	
休業補償	0	0	2	192	371	55,037	373	55,229	
傷病補償年金	0	0	0	0	3	3,724	3	3,724	
障害補償	年金	3	6,894	8	8,770	54	67,088	65	82,752
	一時金	0	0	0	0	32	24,940	32	24,940
介護補償	0	0	1	628	21	15,131	22	15,759	
遺族補償	年金	3	5,895	17	19,909	193	181,729	213	207,533
	一時金	0	0	0	0	4	33,415	4	33,415
障害補償年金差額一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
遺族補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
葬祭補償	0	0	0	0	5	2,486	5	2,486	
予後補償*3	0	0	0	0	0	0	0	0	
行方不明補償*3	0	0	0	0	0	0	0	0	
補償 合計	24	20,063	60	36,117	3,032	934,067	3,116	990,247	

* 1…「件数」は、平成29年度中に被災者又は遺族等に行った各種補償の件数(平成28年度以前に認定した事案を含む)をいい、同一災害について同一の種類の補償を複数回支給した場合については、1件として計上。また、同一災害について、2種類以上の補償を支給している場合は、各補償の種類ごとに1件として計上(以下、同じ。)

* 2…「金額」は、平成29年度中の支出(平成28年度以前に認定した事案を含む。以下、同じ。)

* 3…「予後補償」、「行方不明補償」は、船員の特例(以下、同じ。)

【公務災害及び通勤災害別の状況】

(1) 公務災害

(単位: 件、千円)

補償の種類	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計		
	件数	金額	件数	金額	件数*1	金額*2	件数	金額	
療養補償	14	7,170	31	6,569	1,875	441,064	1,920	454,803	
休業補償	0	0	1	16	294	46,006	295	46,022	
傷病補償年金	0	0	0	0	2	3,076	2	3,076	
障害補償	年金	3	6,894	8	8,770	46	56,406	57	72,070
	一時金	0	0	0	0	24	20,192	24	20,192
介護補償	0	0	1	628	20	14,878	21	15,506	
遺族補償	年金	3	5,895	15	17,161	175	169,201	193	192,257
	一時金	0	0	0	0	4	33,415	4	33,415
障害補償年金差額一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
遺族補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
葬祭補償	0	0	0	0	5	2,486	5	2,486	
予後補償	0	0	0	0	0	0	0	0	
行方不明補償	0	0	0	0	0	0	0	0	
補償 合計	20	19,959	56	33,144	2,445	786,724	2,521	839,827	

(2) 通勤災害

(単位: 件、千円)

補償の種類	議員		委員		臨時・非常勤職員等		計		
	件数	金額	件数	金額	件数*1	金額*2	件数	金額	
療養補償	4	104	1	49	474	109,453	479	109,606	
休業補償	0	0	1	176	77	9,031	78	9,207	
傷病補償年金	0	0	0	0	1	648	1	648	
障害補償	年金	0	0	0	0	8	10,682	8	10,682
	一時金	0	0	0	0	8	4,748	8	4,748
介護補償	0	0	0	0	1	253	1	253	
遺族補償	年金	0	0	2	2,748	18	12,528	20	15,276
	一時金	0	0	0	0	0	0	0	0
障害補償年金差額一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
遺族補償年金前払一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	
葬祭補償	0	0	0	0	0	0	0	0	
予後補償	0	0	0	0	0	0	0	0	
行方不明補償	0	0	0	0	0	0	0	0	
補償 合計	4	104	4	2,973	587	147,343	595	150,420	

5. 福祉事業の実施件数及び事業額

【福祉事業の実施件数及び事業額合計】

(単位:件、千円)

福祉事業の種類	議員		委員		臨時・非常勤職員等		合計	
	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2	件数*1	金額*2
外科後処置に関する事業	0	0	0	0	4	148	4	148
補装具に関する事業	0	0	0	0	12	463	12	463
リハビリテーションに関する事業	0	0	0	0	17	410	17	410
アフターケアに関する事業	0	0	2	1,220	17	1,990	19	3,210
休業援護金の支給	0	0	1	176	279	14,693	280	14,869
在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	0	0	0	0	2	85	2	85
奨学援護金の支給	0	0	0	0	15	6,940	15	6,940
就労保育援護金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0
傷病特別支給金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0
障害特別支給金の支給	1	554	0	0	29	7,731	30	8,285
遺族特別支給金の支給	1	465	0	0	13	16,573	14	17,038
障害特別援護金の支給	0	0	0	0	22	24,450	22	24,450
遺族特別援護金の支給	0	0	0	0	5	93,000	5	93,000
傷病特別給付金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0
障害特別給付金の支給	0	0	1	397	16	3,620	17	4,017
遺族特別給付金の支給	1	385	1	242	30	6,313	32	6,940
障害差額特別給付金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0
長期家族介護者援護金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事業 合計	3	1,404	5	2,035	461	176,416	469	179,855

* 1…「件数」は、平成29年度中に被災者又は遺族等を実施した各種福祉事業の件数(平成28年度以前に認定した事案を含む)をいい、同一災害について同一の種類の福祉事業を複数回支給した場合については、1件として計上。また、同一災害について、2種類以上の福祉事業を支給している場合は、各福祉事業の種類ごとに1件として計上(以下、同じ。)

* 2…「金額」は、平成29年度中の支出(平成28年度以前に認定した事案を含む。以下、同じ。)

6. 審査請求及び訴訟の状況

【審査請求の処理状況の合計】

(単位:件)

区分	前年度末 現在 係属中 件数①	平成29年度の異動						平成29年度末 現在 係属中件数 ⑤ (①+②-③-④)
		受付件数 ②	取下げ ③	裁決④(a+b+c+d)				
				却下 a	棄却 b	一部 取消し c	取消し d	
議員	0	0	0	0	0	0	0	0
委員	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員等	7	28	0	0	0	0	0	35
合計	7	28	0	0	0	0	0	35

【訴訟等の状況】

(単位:件)

区分	前年度末 現在 係属中 件数①	平成29年度の異動						平成29年度末 現在 係属中件数 ⑤ (①+②-③-④)
		受付件数 ②	取下げ ③	裁決④(a+b+c+d)				
				却下 a	棄却 b	一部 取消し c	取消し d	
地方裁判所	2	1	0	0	1	0	0	2
高等裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0
最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	0	0	1	0	0	2

7. 公務災害補償事務等の委託・共同処理の状況

【公務災害補償を共同で実施している団体数】

(単位:団体数)

区分	議員	議員以外 ^{*1}
市区	322	295
町村	768	685
一部事務組合等 ^{*3}	774	742
合計	1,864	1,722
補償を受託又は共同処理により実施している団体数 ^{*2}	40	33

*1…「議員以外」には、委員、臨時・非常勤職員等を含む。

*2…「補償を受託又は共同処理により実施している団体数」には、同一県内の市に委託している場合、受託している市は含まない。また、「補償を受託又は共同処理により実施している団体数」のうち、31団体は議員及び議員以外の補償を併せて実施している。

*3…「一部事務組合等」には、一部事務組合及び広域連合を含む(以下、同じ。)

(注)都道府県及び政令指定都市は、全て自団体で補償を実施。

【認定委員会、審査会を共同設置等している団体数】

(単位:団体数)

区分	認定委員会及び審査会	認定委員会のみ [*]	審査会のみ [*]	計
市区	104	1	1	106
町村	73	0	0	73
一部事務組合等	144	2	2	148
合計	321	3	3	327
うち設置数	7			7

(注)上記団体は、公務災害補償は自団体で実施しているが、認定委員会又は審査会のみを共同設置等している団体。

*…「認定委員会のみ」及び「審査会のみ」は、構成市の認定委員会及び審査会に委託しているもの。